

災害危険情報について

～宅地建物の取引をされるみなさまへ～

令和7年4月1日現在

京都府では、インターネット上に「マルチハザード情報提供システム」を開設し、「洪水」「土砂災害」「地震・津波」「防災情報」などの災害危険情報等を提供していますが、この「災害危険情報」についてご説明します。

【災害危険情報の概要】

	災害危険情報の種類	概 要
①	共通事項	○ 各災害危険情報は、災害が起こることが想定される地域や過去に災害があった地域を表示したもので、<u>将来必ず災害が起こるとは限りません。</u> また、実際には想定以上の災害が起こることがありますので、<u>災害危険情報の表示がなくても災害が起こる場合や、想定される浸水深や震度の大きさが実際とは異なる場合があります。</u> ○ 災害危険情報が表示される場合は、日頃から<u>危険度に応じて避難場所や避難経路</u>（学校等の避難場所に避難するか、屋内に待避するかなど）を<u>決めておく</u>とともに、<u>大雨のときは気象情報や避難情報に十分注意してください。</u>
②	洪水浸水想定区域	○ この区域は、近隣の河川が氾濫した場合の大まかな浸水区域と浸水深を想定したものです。 ○ 「<u>想定し得る最大規模の降雨</u>」に対応した浸水想定です。水防法指定等河川のほか、水防法で指定等されていない全ての府管理河川について掲載しています。
③	家屋倒壊等氾濫想定区域	○ この区域は、洪水時に家屋が倒壊するような激しい「<u>氾濫流（堤防の決壊に伴う激しい流れのこと）</u>」や「<u>河岸浸食</u>」の発生が想定される区域を示したものです。
④	雨水出水（内水氾濫）浸水実績区域	○ 雨水出水（内水氾濫）とは、集中豪雨などにより下水道などの排水施設に雨水を排除できないこと、または下水道などの排水施設から河川や海域などに雨水を排除できないことによる出水を言います。 ○ この区域は、<u>過去に発生した雨水出水（内水氾濫）が原因と考えられる浸水区域を大まかに示したものです。</u> ○ 直近の浸水実績を順次追加掲載していますが、<u>全ての浸水実績を反映したものではありません。</u>
⑤	高潮浸水実績区域	○ 高潮とは、台風や発達した低気圧が通過するとき、潮位が上昇する現象を言います。 ○ この区域は、<u>過去に発生した高潮の浸水区域と浸水深の実績を大まかに示したものです。</u> ○ 直近の浸水実績を順次追加掲載していますが、<u>全ての浸水実績を反映したものではありません。</u>
⑥	ため池決壊浸水想定区域	○ この区域は、ため池が決壊した場合の大まかな浸水区域と浸水深を想定したものです。 ○ <u>今後、下流の人家等に影響を及ぼすおそれがあるため池で、未作成のものについて順次作成を予定しています。</u>
⑦	震度分布、液状化危険度予測（活断層による地震）	○ 京都府第2次地震被害想定結果（平成20年）に基づき、また京都市域については京都市第3次地震被害想定結果（平成15年）に基づき、さらに、日本海における最大クラスの地震・津波による被害想定（平成29年）に基づき、京都府域に影響のある活断層の最大の震度、液状化危険度を表示しています。 ○ 京都府内では、すべての地域で震度5弱以上となっています。

	震度分布、液状化危険度予測（南海トラフ地震）	○ 内閣府から発表された南海トラフ地震被害想定結果（平成 24 年）に基づき最大の震度、液状化危険度を表示しています。
⑧	津波浸水想定区域	○ 津波浸水想定は、発生頻度は極めて低いものの、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水区域と浸水深の最大値を表したものです。
⑨	津波災害警戒区域	○ 津波災害警戒区域とは、津波警戒避難体制を特に整備する区域で、津波のせり上がりを考慮した水深（基準水位）も表しています。 ○ 京都府では、津波災害警戒区域は津波浸水想定区域と同一としています。
⑩	土砂災害警戒区域等	○ 土砂災害警戒区域とは、急傾斜地の崩壊、土石流及び地滑りが発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、市町村により警戒避難体制の整備が行われます。 ○ 土砂災害特別警戒区域とは、急傾斜地の崩壊、土石流及び地滑りが発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。 ○ 警戒区域等の境界はおおむねの区域を表示したものです。 ○ 再調査の結果により、 今後、指定の区域が変わる可能性 もあります。 ※土砂災害警戒区域等の指定のために行われる 基礎調査の結果 については、土砂災害防止法に基づき京都府ホームページに掲載していますので、ご確認ください。（「マルチハザード情報提供システム」からのリンクによりご覧いただけます。）

※「②洪水浸水想定区域」「⑦震度分布図」「⑩土砂災害警戒区域等」については、各市町村でハザードマップを作成しています。

【宅地建物取引業者の皆さまへ】	
「災害からの安全な京都づくり条例」に基づく特定災害危険情報は次のとおりです。	
・水防法指定等河川以外の府管理河川の浸水想定区域	上記②のとおり。ただし、順次掲載中。 （マルチハザード情報提供システム上は、どの河川が水防法指定等河川以外の府管理河川かは表示していません。）
・土砂災害基礎調査結果	マルチハザード情報提供システムからのリンクにより該当箇所一覧をご覧ください。
・津波浸水想定区域	上記⑧のとおり。
※上記②、⑨、⑩は、宅地建物取引業法施行規則による「重要事項」の項目となります。	

【お問い合わせ先】

①システム全般、共通事項 ⑤高潮浸水実績区域 ⑦震度分布 ⑦液状化危険度予測 ⑧津波浸水想定区域 ⑨津波災害警戒区域	②洪水浸水想定区域 ③家屋倒壊等氾濫想定区域 ⑩土砂災害警戒区域等	④雨水出水（内水氾濫）浸水実績区域	⑥ため池決壊浸水想定区域
危機管理部災害対策課 電 話：075-414-4475 FAX：075-414-4477 saigaitaisaku@pref.kyoto.lg.jp	建設交通部砂防課 電 話：075-414-5318 FAX：075-432-6312 sabo@pref.kyoto.lg.jp	建設交通部下水道政策課 電 話：075-414-5209 FAX：075-414-5470 gesuidoseisaku@pref.kyoto.lg.jp	農林水産部農村振興課 電 話：075-414-5053 FAX：075-414-5039 noson@pref.kyoto.lg.jp

京都府危機管理部災害対策課